

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部 人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目 次		ページ
告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報政策課）		25
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）		25
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）		25
○土地改良区連合の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）		25
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）		26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）		26
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）		26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）		27
○道路の供用の開始.....（道路課）		28
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（調達課）		28
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		29
告 示		
北海道告示第347号		
次のとおり随意契約の相手方を決定した。		
平成24年5月18日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量		
道庁行政情報ネットワーク等運用・保守管理業務 一式		
2 随意契約の相手方を決定した日		
平成24年3月30日		
3 随意契約の相手方の氏名及び住所		
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道		
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地		
4 随意契約に係る契約金額		
		248,976,000円
5 契約の相手方を決定した手続		随意契約
6 随意契約によった理由		地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		(1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道告示第348号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区		
の定款の変更を認可した。		
平成24年5月18日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
認可年月日 土地改良区名		
平成24. 5. 7 由仁土地改良区		
同 24. 5. 9 沙流土地改良区		
同 浦河町土地改良区		
同 オロロン土地改良区		
北海道告示第349号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、ながぬま土地改良		
区が管理する長沼頭首工に係る管理規程の変更を認可した。		
平成24年5月18日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
認可した管理規程の概要		
長沼頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。		
北海道告示第350号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に		
より、平成24年5月10日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。		
平成24年5月18日		
北海道知事 高 橋 はるみ		

北海道告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（西南8丁目地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年5月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第352号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町暑寒沢1554・1555（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、412地先（次の図に示す部分に限る。）、412・413の1・414の1・980の2から980の4まで（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字磯谷町能津登393、394、1377
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第353号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡斜里町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 斜里町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第354号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 留萌郡小平町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小平町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町・豊頃町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

幕別町・豊頃町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町・網走郡津別町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
津別町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成24年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 旭川層雲峡自転車道線	上川郡上川町字清川75番4地先（河川敷地）から 同郡上川町字清川75番4地先（河川敷地）まで	平成24. 5. 18
	上川郡上川町字清川85番4地先（河川敷地）から	平成24. 5. 18

同郡上川町字清川188番6地先（河川敷地）まで

上川郡上川町字清川188番2地先（河川敷地）から
同郡上川町字清川313番1地先（河川敷地）まで

平成24. 5. 18

北海道告示第356号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成24年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータ 1台

(2) パーソナルコンピュータ 5台

2 落札を決定した日

平成24年4月12日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 大丸藤井株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

(1) 117,600円

(2) 411,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年2月28日付け北海道告示第127号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示357号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成24年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（46台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定枚数

46台及び1月当たり1,632,300枚 2 落札を決定した日 平成24年4月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目16番6号 4 落札金額 基本料金 一式 0円 複写料金 1枚当たり 0.52円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年3月6日付け北海道告示第139号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明したものであること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成24年5月18日（金）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日は除く）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室 (2) 入 札 日 時 平成24年6月29日（金） 午後1時30分（送付による場合は、同月28日（木）午後5時30分までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ (4) 開 札 日 時 (2)に同じ 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ
総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示	
北海道釧路総合振興局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年5月18日 北海道釧路総合振興局長 村 井 悟 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達する物品の名称及び数量 自動車（公物管理パトロールカー）の賃貸借（7台分）一式 (2) 契約の目的の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成24年10月1日から平成30年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格	

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書は、釧路建設管理部ホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を認めない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによる。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町 6 番10号
電話番号 0154-23-6115

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 7 (seven) automobiles for public property patrol
B. Bid tendering date and time: 1 : 30 P.M., June 29, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., June 28, 2012)
C. Bidding place and contact : Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Pubic Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 6-10, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan
Phone : 0154-23-6115
-